

寒川町訓令第 2 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程の一部を改正する訓令

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程(平成17年寒川町訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「及び寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年寒川町規則第15号)第4条の規定による応募がなかつた場合の指定管理者の候補者の選定の場合」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。